

消費者被害救済委員会の機能強化（概要）

相談員によるあっせん

消費者被害救済委員会によるあっせん・調停等

消費者



苦情・相談

苦情・相談

区市町村・消費者団体

付託依頼

受付範囲の拡大

東京都

対象とする紛争案件の拡大

- 委員会への付託要件等を追加
 - 被害の「重大性」の要件に「財産」を追加
 - 被害の「反復性」被害救済の「高度専門性」被害救済の「緊急性」を追加

付託

結果報告

民間ADR機関との連携

被害救済の選択肢の拡大

情報提供の充実

- 迅速解決型の部会の案件についてはコンパクトな報告書を作成し、迅速に情報提供

事件の周知

東京都消費者被害救済委員会

あっせん・調停部会

指針提示型の部会

審議体制の強化

迅速解決型の部会

より迅速な被害救済を図るため機動的な審議体制を採用

訴訟援助部会

民間ADR機関